

令和3年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和3年12月1日(水)から12月10日(金)までの10日間

3 交通安全の日

- 交通安全意識を高める日 12月1日(水)
- みんなで迷惑駐車をなくする日 12月1日(水)
- 自転車安全利用の日 12月2日(木)

4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

5 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやり 気持ちで守る 高齢者

6 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

7 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転意識の向上
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (5) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

8 運動重点に関する主な推進項目

各推進項目に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでもとまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちではスリップちゅうい

の＝のるときはブレーキ・ライトだいじょうぶ

あ＝あおしんごうでもみぎ・ひだり

し＝シートベルトはカチッとなるまで

あ＝あかるいふくとはんしゃざい

と＝「止まれ」のばしょはいったんとまってみぎ・ひだり

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として通学路等において子供が危険にさらされていること、また道路横断中の交通事故死者のうち高齢者の占める割合が高く、歩行者側にも走行車両の直前直後横断等の法令違反が認められることから、歩行者の安全確保を図る必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

◆ 横断歩道合図（アイズ）運動の周知徹底

※ 信号機のない横断歩道で、歩行者・運転者の両方が手を挙げるとともに、目でアイズ（アイコンタクト）などを行うことによって、交通事故の抑止を図る運動

◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るためにの交通ルール遵守の呼び掛け

◆ 歩行中児童の交通事故の特徴（走行車両の直前直後横断や飛び出しが多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

イ 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

◆ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

◆ 高齢者自身が、加齢等に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）の呼び掛け

◆ 電動車いす等の交通ルールとマナーの周知

(2) 高齢運転者等の安全運転意識の向上

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の

多くが道路横断中に発生しており、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の向上が必要であること、75歳以上の運転者による免許人口当たりの死亡事故件数が、75歳未満の運転者と比較して多いこと、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、安全運転意識の向上を図る必要がある。

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ◆ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発

イ 高齢運転者の交通事故防止

- ◆ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発
- ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
- ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル# 8080）の周知及び利用促進
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置の周知
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用の促進
- ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ◆ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を図る必要がある。

ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底

- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け
 - ◆ 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器等による確認の徹底
 - ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底
 - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない
 - ◆ ハンドルキーパー運動の周知徹底
 - ※ 自動車で複数の者が飲食店などへ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動
 - ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付の促進
- イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の根絶
- ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の周知
 - ◆ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ウ 共通項目
- ◆ 交通事故被害者の声等を反映した危険運転根絶の呼び掛け
 - ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性の周知徹底
 - ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

(4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る必要がある。

- ◆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（特に日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ◆ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビーム活用の励行（特にハイビーム活用促進路線の周知徹底）

※ 早めのライト点灯

期間	点灯推奨時間
10月から3月	午後4時

- ◆ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(5) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車は身近な交通手段であるが、自転車関連の交通事故件数が減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあり、「自転車対歩行者」の交通事故件数がほぼ横ばいで推移していること、自転車関連の死亡・重傷事故は自転車側の多くに法令違反があると認められること、また、業務中の交通事故が依然として発生している

ことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要である。

ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

◆ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車運転者講習制度
- ◆ あおり運転の禁止

イ 自転車の安全利用の促進

- ◆ 反射材用品等の活用
- ◆ 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ◆ 自転車の定期的な点検整備の促進
- ◆ 自転車損害賠償保険等への加入義務の周知

ウ 業務運転中の自転車の安全利用

- ◆ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け
- ◆ 自転車配達員への街頭における指導啓発の推進
- ◆ 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

9 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

また、計画に基づきイベント等各種活動を実施する場合、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の情勢に応じて、中止・延期・規模縮小等を慎重に判断する。

◆ 具体的活動例

- 各種広報媒体を活用した多面的な広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け・訪問型の交通安全指導
- 各種行事を利用したキャンペーン

- 通学路や交通事故多発場所における交通監視・見守り活動
- 放送設備や広報車両を活用した広報啓発やオンライン会議システムを活用した対面によらない交通安全教室
- 交通安全教室の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信

10 推進機関・団体及び協働団体

別記のとおり

別記

【推進機関・団体】(順不同)

兵庫県
兵庫県議会
兵庫県警察
兵庫県市長会
兵庫県町村会
兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会
(子育て応援ネット)
(日本赤十字社兵庫県支部)
(一財)兵庫県交通安全協会
神戸市
各市町
兵庫県教育委員会
神戸市教育委員会
各市町(組合)教育委員会
兵庫県公安委員会
神戸地方検察庁
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
国土交通省近畿地方整備局
厚生労働省兵庫労働局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所
西日本高速道路(株)関西支社
阪神高速道路(株)神戸管理部
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター
兵庫県道路公社
神戸市道路公社
兵庫県弁護士会
(一社)兵庫県医師会

(一社)神戸市医師会
(公社)兵庫県看護協会
兵庫県下消防長会
兵庫県商工会連合会
神戸商工会議所
兵庫県経営者協会
神戸市婦人団体協議会
(公財)兵庫県老人クラブ連合会
(一社)神戸市老人クラブ連合会
兵庫県P.T.A.協議会
神戸市P.T.A.協議会
兵庫県都市教育長協議会
兵庫県市町村教育委員会連合会
兵庫県立高等学校P.T.A.連合会
(一社)兵庫県私学組連合会
兵庫県国公立幼稚園・こども園長会
(公社)兵庫県保育協会
兵庫県連合青年団
兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会
兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会
(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会
(一社)兵庫県トラック協会
(公社)兵庫県バス協会
(一社)兵庫県タクシー協会
(一社)兵庫県指定自動車教習所協会
自動車安全運転センター兵庫県事務所
軽自動車検査協会兵庫事務所
(一社)日本二輪普及安全協会

兵庫県道路利用者協会
地区交通安全協会
地区地域交通安全活動推進委員協議会
地区自家用自動車協会
兵庫県高速道路交通安全協議会
西日本旅客鉄道(株)神戸支社
阪急電鉄(株)
阪神電気鉄道(株)
山陽電気鉄道(株)
神戸電鉄(株)
(一社)日本自動車連盟兵庫支部
(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県石油商業組合
日本労働組合総連合会兵庫県連合会
(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
日本放送協会神戸放送局
サンテレビジョン
(株)ラジオ関西
兵庫エフエム放送株式会社
朝日新聞神戸総局
毎日新聞神戸支局
読売新聞神戸総局
産経新聞神戸総局
共同通信社神戸支局
神戸新聞社
日本経済新聞神戸支社
時事通信社神戸支局

【協働団体】(順不同)

兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商店連合会
神戸市商店街連合会
神戸市自治会連絡協議会
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会
(一社)兵庫県鍼灸師会
(社福)兵庫県社会福祉協議会
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合会
全兵庫個人タクシー事業協同組合
神戸個人タクシー事業協同組合
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
神戸市民生活協同組合
兵庫県交通共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合
兵庫県軽自動車協会
(一社)兵庫県自動車整備振興会

兵庫県自転車軽自動車商業協同組合
兵庫県駐車場協会連合会
(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
交通労連兵庫県支部
兵庫県百貨店協会
兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会
兵庫県小売酒販組合連合会
兵庫県青少年団体連絡協議会
神戸市青年団体協議会
日本ボーイスカウト兵庫連盟
(一社)ガールスカウト兵庫県連盟
兵庫県子ども会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会
神戸市消費者協会
(一社)兵庫県道路標識標示業協会
兵庫県レンタカー協会

地区ロータリークラブ
カネックス国際協会 335-A、335-D 地区(兵庫一円)
兵庫県興行協会
伊丹産業(株)
西日本電信電話(株)兵庫支店
日本たばこ産業(株)神戸支店
全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
兵庫県生命保険協会
(一社)日本損害保険協会近畿支部
損害保険ジャパン日本興亜㈱
三井住友海上火災保険㈱
あいおいニッセイ同和損害保険㈱
au損害保険株式会社
ジェイ・ディ共済協同組合
東京海上日動火災保険㈱

